



# 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の 土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書

(様式第6号)

年 月 日

久喜市長 あて

申告者	住所・所在	〒      ー			
	氏名・名称			電話番号	

地方税法附則第56条第13項及び第14項の規定（東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称	<small>※ 被災資産の所有者との関係（ ）内に記入してください。</small>					
代替資産 の状況	資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	使用目的・用途	共有持分
				㎡			
				㎡			
				㎡			
取得年月日等		土地	年 月 日	家屋	年 月 日	<input type="checkbox"/> 被災住宅用地・ <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者と同居する（予定）	
被災資産 の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称						
居住困難区 域内資産の 状況	資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	共有持分	
				㎡			
				㎡			
				㎡			

- 1 「代替資産」とは、『東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の土地又は家屋』に代わるものとして取得した土地又は家屋をいう。
- 2 「居住困難区域内資産」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の土地又は家屋をいう。
- 3 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面の「東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税の特例適用申告書の記入の仕方」をご覧ください。

# 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書の記入の仕方

## ◎ 特例の内容と適用条件

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の方が当市内に代替住宅用地又は代替家屋を取得した場合の固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1) 居住困難区域設定指示の公示が行われた日における対象区域内住宅用地又は家屋の所有者(以下「従前土地所有者」又は「従前家屋所有者」という。)。当該住宅用地又は家屋が共有物の場合は、その持分を有する者
- (2) 従前土地所有者又は従前家屋所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) **土地:**個人の従前土地所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定であると認められる者  
**家屋:**個人の従前家屋所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 従前土地所有者又は従前家屋所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときに、合併後存続する法人又は合併により設立された法人等  
※ 東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示が行われた日において借家住まいで、居住困難区域設定指示が行われた日後に家屋を取得された場合は、この特例の対象になりません。

### 2 対象区域内住宅用地要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示が行われた日において当該居住困難区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地として使用していた土地。

### 3 対象区域内家屋要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示が行われた日において当該居住困難区域設定指示区域内に所在した家屋。

### 4 代替特例対象土地要件

対象区域内住宅用地の代わりとして取得した土地(当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるものに限ります。以下「代替住宅用地」という。)

### 5 代替特例対象家屋要件

対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋(原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。以下「代替家屋」という。)

### 6 取得期間

居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日まで。(家屋については、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が居住困難区域解除日後に新築されたものであるときは、1年)

### 7 特例の内容

- (1) **土地:**代替住宅用地のうち、固定資産税の対象区域内住宅用地相当部分の面積に係る税額について、取得の翌年から3年間、住宅用地とみなします。(家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。)
- (2) **家屋:**代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額します。

## ◎ 添付書類

### (1) 土地

- ① 居住困難区域を指定する旨の告示があった日において、居住区域内に所有していた旨を示す書類⇒「不動産登記事項証明書」等
- ② 居住困難区域住宅用地が平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例を受けたことを証する書類⇒「平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書」等
- ③ 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する誓約書(様式第3号)
- ④ 被災住宅用地及び代替土地の面積を証する書類 ⇒「不動産登記事項証明書」等
- ⑤ 同居でない場合、同居を約する誓約書(様式第4号)
- ⑥ 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの ⇒「戸籍謄本」等
- ⑦ 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの ⇒「法人の登記事項証明書」

### (2) 家屋

- ① 居住困難区域を指定する旨の告示があった日において、居住区域内に所有していた旨を示す書類「不動産登記事項証明書」等又は、所有していた旨を約する書類(様式第7号)
- ② 平成23年度分の固定資産税に係る固定資産税台帳に登録されていた旨を証する書類 ⇒「平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書」等
- ③ 居住困難区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類 ⇒「不動産登記事項証明書、売買契約書、建築確認申請書」等
- ④ 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの ⇒「戸籍謄本」等
- ⑤ 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの ⇒「法人の登記事項証明書」

※ 上記添付書類は写しでも可

※ 久喜市財政部資産税課で確認できるものは、添付を省略することができます。

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて対象区域内住宅用地の所在する市町村へ問い合わせをさせていただきます場合があります。